



保健福祉課 こども家庭センター係 TEL. 0265-36-7034

補助金等
出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産した場合に、町から病院へ一児につき一時金を支給（死産、流産でも、12週以降であれば支給）
※医療機関窓口では出産費用から一時金分を差引いて請求します
■支給額：50万円



補助金等
出生子育て支援金

■対象者：町内に住所を有する方で、出産時点で出生児を松川町に住民登録した方
出生日以降において、町内に住所を有した日から起算して1年を経過した方
■支給金額：第1子、第2子：5万円 第3子以降：10万円
※両親どちらかが消防団に加入している場合は、2万円を加算
■支給品：マーくんカードで半額、現金で半額



ギフト
妊婦のための支援給付事業（出産・子育て応援ギフト）

全ての妊婦・子育て家庭が安心して妊娠・出産できる環境を整備するため、以下のギフトを給付
■出産応援ギフト
妊婦1人当たり 5万円（妊娠時に町担当者と面談された妊婦本人）
■子育て応援ギフト
出生した児童1人当たり 5万円（2ヶ月訪問時に町担当者と面談された方）

補助金等
妊婦健康診査

妊娠の届出をされた方に対し14回の受診票を交付し健康診査代を補助
※多胎妊婦の方は妊婦健診に要した費用の額（1回につき、上限5,000円）で、1回の出産につき上限5回まで追加で補助

補助金等
産婦健康診査

産後2週間と1か月の健診の補助券を妊娠届出時にお渡し
■対象者：松川町に住所のある、おおむね産後2週間及び産後1か月以内の産婦
■負担額：0円
※公費助成額5,000円を上回った場合の差額は自己負担



訪問
妊婦訪問

安定した妊娠生活と安心したお産を迎えられるよう、妊娠中期以降に助産師または保健師がご自宅を訪問

無料相談
めばえ相談

松川町在住の方に不妊症・不育症の治療に関する相談を受付
■費用：1人3回まで無料
■申込：完全予約制
※相談希望日の1週間前までにお電話にて予約



補助金等
めばえ支援

不妊症・不育症の治療費を負担
※治療開始時に連絡が必要です
■補助率：1/2（県の助成、高額療養費分を除く）
■補助額：上限30万

サポート
産後ケア

出産されたお母さんと赤ちゃんとの新生活をサポート（宿泊型/日帰り型/訪問型の3つのサポート）
■対象者：松川町に住所がある、褥婦・産婦さんと生後1年未満の赤ちゃん

補助金等
授乳・育児サポート券

授乳や育児の相談や家事援助、保育サポートに利用できる助成券
■助成額：500円×16回分（※使用期限：2歳の誕生日を迎える前日まで）
■相談方法：希望する機関に電話予約し、母子手帳交付時にお渡しする助成券を提出



保健福祉課 こども家庭センター係 TEL. 0265-36-7034

学習支援
両親学級

赤ちゃんの育ちやお母さんの体の変化、妊娠中の注意点等、産後の準備について一緒に学習

相談
乳幼児健診・相談

お子さんの健やかな成長を支えるため、成長発達・生活習慣などの学習や相談、健診を実施
■対象者：4か月、7か月、10か月、12か月、1歳半、2歳、2歳半、3歳の子とその保護者



補助金等
1ヶ月児健診

医療機関での1ヶ月児健診の受診票を出生届出時にお渡し
■対象者等：松川町に住所がある赤ちゃん



訪問
2ヶ月児訪問

生後2ヶ月前後のお子さんのご自宅へ訪問し、育児に関する相談を実施

ギフト
ブックスタート

7か月児、保育園卒園児に絵本をプレゼント



サポート
子育て短期支援事業

病気・出産・仕事などで家庭の子どもの養育が一時的に困難になった場合や育児不安・育児疲れなどをリフレッシュするため、一時的にお子さんを施設でお預かりして養育・保護を実施
■対象者：松川町に居住する18歳未満の児童

補助金等
ながの子育て家庭優待パスポート

子育て家庭へ買い物の際に割引などに使えるパスポート（妊娠届出時のお渡し）
■対象者：年度末年齢18歳以下の子どものも若しくは妊婦がいる家庭
※多子世帯（18歳以下の子どものが3人以上の世帯）には多子世帯応援プレミアムパスポートを出生届出時にお渡し

サークル
子育てサークル

年齢や興味に合わせた様々なサークル活動を実施

サークル名	内 容	対象者
赤ちゃんクラブ	親子ふれあいわらべうた/子育て講座/ベビーマッサージなど	1歳～3歳児の親子
おひさまクラブ	公園あそび/おはなし会など	妊婦～12ヶ月の親子
げんきごっこ	エアートランポリン/サーキットあそび/外遊びなど	1歳半児～の親子
リズムであそび	歌/音楽に合わせたリズムあそび	2歳児～の親子



補助金等
新生児聴覚検査費用助成金

新生児の聴覚検査に要した費用の一部を助成金として交付
■補助金額：初回検査費用のうち上限5,000円（上限額に満たない場合はその額）



保健福祉課 福祉係 TEL. 0265-36-7022

補助金等
福祉医療費助成事業

病気やケガで通院又は入院した場合の医療費を助成（長野県内の医療機関窓口での支払いが、受給者負担金（上限300円）のみとなります）
※長野県外で受診した場合は、償還払い
■対象者：出生から18歳までの児童

